

受給資格について

笠岡市に住民票があり、国民健康保険などいずれかの健康保険に加入している次に該当する方が、申請により受給資格証の交付を受けることが必要となります。

- ① 身体障害者手帳1級又は2級を所持している方
- ② 療育手帳A（重度）を所持している方
- ③ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B（中度）を所持している方

ただし、次に該当する場合は、受給資格証の交付を受けることができません。

- a 生活保護法による保護を受けている場合
- b 本人及び配偶者又は扶養義務者の前年（1月から6月に申請をする場合は前々年）の所得が所得制限^{※1}を上回る場合
- c 65歳以上で新たに上記①②③に該当した場合

なお、申請日又は手帳交付日のいずれか遅い方の日から受給資格者となります。

また、受給資格証の有効期限は直近の6月30日までです。

毎年、更新申請の手続きが必要で、更新申請後、引き続き受給資格に該当している場合は、新たに受給資格証の交付を受けることとなります。

※1 所得制限については、別表のとおり。

別表 1

	① 被用者保険本人	② 配偶者及び扶養義務者
A 所得の額（①欄又は②欄に掲げる所得金額の合計額）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総所得金額（地方税法第313条第1項） (2) 退職所得金額（同上） (3) 山林所得金額（同上） (4) 土地等に係る事業所得の金額（地方税法附則第33条の3第5項） (5) <u>長期譲渡所得の金額（地方税法附則第34条第4項）</u> (6) <u>短期譲渡所得の金額（地方税法附則第35条第5項）</u> (7) <u>先物取引に係る雑所得等の金額（地方税法附則第35条の4第4項）</u> (8) <u>条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額（租税条約実施特例法第3条の2の2第10項・同条第12項）</u> 	
B 控除額（①欄又は②欄に掲げる額の合計額）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雑損控除相当額（地方税法第314条の2第1項第1号） (2) 医療費控除相当額（地方税法第314条の2第1項第2号） (3) 社会保険料控除相当額（地方税法第314条の2第1項第3号） (4) 小規模企業共済等掛金控除相当額（地方税法第314条の2第1項第4号） (5) 配偶者特別控除相当額（地方税法第314条の2第1項第10号の2） (6) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者控除適用者（地方税法第314条の2第1項第6号）……1人につき 270,000円 (7) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者控除適用者（地方税法第314条の2第1項第6号）……1人につき 400,000円 (8) 障害者控除（地方税法第314条の2第1項第6号）…… 270,000円 (9) 特別障害者控除（同上）…… 400,000円 (10) 寡婦（夫）控除（地方税法第314条の2第1項第8号）… 270,000円 (11) 寡婦控除の特例控除（地方税法第314条の2第3項）… 350,000円 (12) 勤労学生控除（地方税法第314条の2第1項第9号）… 270,000円 (13) 肉用牛の売却による農業所得に係る免除所得額（地方税法附則第6条第4項） (14) 土地改良事業施行地の耕作所得に係る免除所得額（租税特別措置法の一部を改正する法律附則第8条） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雑損控除相当額（地方税法第314条の2第1項第1号） (2) 医療費控除相当額（地方税法第314条の2第1項第2号） (3) 小規模企業共済等掛金控除相当額（地方税法第314条の2第1項第4号） (4) 配偶者特別控除額（地方税法第314条の2第1項第10号の2） (5) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者控除適用者（地方税法第314条の2第1項第6号）……1人につき 270,000円 (6) 控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者控除適用者（地方税法第314条の2第1項第6号）……1人につき 400,000円 (7) 障害者控除（地方税法第314条の2第1項第6号）…… 270,000円 (8) 特別障害者控除（同上）…… 400,000円 (9) <u>社会保険料控除…… 80,000円</u> (10) 寡婦（夫）控除（地方税法第314条の2第1項第8号）… 270,000円 (11) 寡婦控除の特例控除（地方税法第314条の2第3項）… 350,000円 (12) 勤労学生控除（地方税法第314条の2第1項第9号）… 270,000円 (13) 肉用牛の売却による農業所得に係る免除所得額（地方税法附則第6条第5項） (14) 土地改良事業施行地の耕作所得に係る免除所得額（租税特別措置法の一部を改正する法律附則第8条）

C 所得限度額	<table border="1"> <tr> <td>扶養 老人・親</td> <td>0 人</td> <td>1 人</td> <td>2 人</td> <td>3 人</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>0 人</td> <td>1,595,000</td> <td>1,975,000</td> <td>2,355,000</td> <td>2,735,000</td> <td>3,115,000</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>(1) 上表中「扶養」は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の合計数であり、「老人」は「扶養」中の同法に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の数であり、「特定」は「扶養」中の同法に規定する特定扶養親族の数である。当該「扶養」中に「老人」があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき上表の額に100,000円を加算するものとし、当該「扶養」中に「特定」があるときは、当該特定扶養親族1人につき上表の額に250,000円を加算するものとする。</p> <p>(2) 「扶養」が5人以上の場合の限度額は、1人につき380,000円を加算した額とする。</p>	扶養 老人・親	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	0 人	1,595,000	1,975,000	2,355,000	2,735,000	3,115,000	<table border="1"> <tr> <td>扶養 老人</td> <td>0 人</td> <td>1 人</td> <td>2 人</td> <td>3 人</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>0 人</td> <td>6,287,000</td> <td>6,536,000</td> <td>6,749,000</td> <td>6,962,000</td> <td>7,175,000</td> </tr> <tr> <td>1 人</td> <td></td> <td>6,536,000</td> <td>6,809,000</td> <td>7,022,000</td> <td>7,235,000</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td></td> <td></td> <td>6,809,000</td> <td>7,082,000</td> <td>7,295,000</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,082,000</td> <td>7,355,000</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7,355,000</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>(1) 上表中「扶養」は、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の合計数であり、「老人」は「扶養」中の所得税法に規定する老人扶養親族の数である。</p> <p>(2) 「扶養」が5人以上の場合の限度額は、1人につき213,000円を加算した額とする。</p>	扶養 老人	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	0 人	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	1 人		6,536,000	6,809,000	7,022,000	7,235,000	2 人			6,809,000	7,082,000	7,295,000	3 人				7,082,000	7,355,000	4 人					7,355,000
	扶養 老人・親	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人																																												
0 人	1,595,000	1,975,000	2,355,000	2,735,000	3,115,000																																													
扶養 老人	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人																																													
0 人	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000																																													
1 人		6,536,000	6,809,000	7,022,000	7,235,000																																													
2 人			6,809,000	7,082,000	7,295,000																																													
3 人				7,082,000	7,355,000																																													
4 人					7,355,000																																													
D 受給資格要件	A - B < C	A - B < C																																																

摘要 1月から6月までの間に行う申請にあっては、前年度分の市町村民税に係る所得金額及び控除額とする。